

令和4年3月2日

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『3訂版 使用者側弁護士からみた 標準 中小企業のモデル就業規則策定マニュアル』
(2022年2月刊)
お詫びと訂正

本書の記載に下記の通り、誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げます。

記

●P.330 「第15条（介護休暇）」2項

(誤) 2 介護休暇は、半日単位（1日の所定労働時間の2分の1）で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である従業員は1日単位とする。

↓

(正) 2 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。

以上